## 平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

## 「意見」の措置状況一覧(企業局)

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に帰	なじて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
142	ルポンプ場、精華地区浄化センター、田原部第2地区浄化センター運転管理業務委託平城浄化センター及び朱雀汚水中継ポの実施状況に関する報告資料の一たときは10世上、同社は、委託業務を完了したときは12世上、はなら行い、下水道維持課はには、同社からず、下水道維持課には、同社からで、下水道維持課には、同社がなら行い下水道維持課には、同社がにからで、下水道維持課には、同社がにがした。下水道に報告には、同社がでは、一、東案があった保護ののみた。出り、自りのでは、日、中、日、中、日、中、日、中、日、中、日、中、日、中、日、中、日、中、日、	プ場の維持管理業務に係る仕様書では、受注業務 「夜間警報監視管理日報」(以下、「夜間日 地環境開発株式会社に求めている。また、契約書 性書に定める報告書を下水道維持課に提出しなけ 「該報告書を受けて委託業務の履行確認を行い、完 履行を求めることとされている。 に関日報の提出を受けていなかった。ただ、夜間の 可報告がなかったということではなく、その報告がなかったということではなく、その報告を して別の日報に簡略に記載してもらう形での報告を したから作成されたものであり、夜間日報とは異ない。 に記載にないたかと にないらに記載していない点は という積極的な記載がなされていない点は にない。 にないたいることが把握できるように、夜間日報を	下水道維持課	措置済	「夜間警報監視管理日報」の書式を、客観的に第三者が見ても 適切に業務が完了していることが把握できるよう改めました。 その上で平成27年2月から仕様書どおり履行確認を行ってお ります。	平成27年9月30日現在
	(以下、「夜間日報」)を月1回提出すまた、契約書上、同社は、委託業務を発持課に提出しなければならず、下水道終務の履行確認を行い、完全に履行されている。しかし、青山清水園の維持管理業務にいるものの、夜間警報の発報の有無や異常対応にり、夜間警報の発報の有無や異常対応に今れて外部の第三者が見ても適切に業務が	計画清水園運転管理業務委託) 計る報告資料として、「夜間警報監視管理日報」 ることを宇陀環境開発株式会社に求めている。 起了したときは仕様書に定める報告書を下水道維 性持課は同社からの当該報告書を受けて、委託業 にいない場合には同社に対し履行を求めることと に関しては、同社から夜間日報の提出を受けては 汚泥流量、薬品の使用量等の数値の羅列であ に関する詳しい記載がなく、業務履行の十分性に 、報告内容となっている。 が完了していることが把握できるような夜間日報 等についてきっちりとコメントを付する運用を徹	下水道維持課	措置済	「夜間警報監視管理日報」の書式を、客観的に第三者が見ても適切に業務が完了していることが把握できるよう改めました。 その上で平成27年3月から仕様書どおり履行確認を行っております。	平成27年9月30日現在

## 平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」 「意見」の措置状況一覧(企業局)

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
145	IV. 公共調達に関する個別結果及び意見 11. 企業局 (1) 下水同維持課 ・工事契約の変更について(東部第2-2地区管路施設工事(大保)28工区) 上記の工事契約は当初請負額20,733,300円から1,821,750円(対当初請負額比8.78%)増加 の最終請負額22,555,050円での変更契約を行っている。この変更理由の1つは、工事着手後に 個人宅から汚水桝新設要望が3件あり、この要望に応じた工事を施工するためである。 当初の工事目的が管路施設工事であり、契約変更により行った追加工事が汚水桝の設置工事であったことから、追加工事は工事目的と関係のない工事であり、また分離発注が困難ではないと考えられることから、本来は別途発注すべき工事であったと考えられる。 また、奈良市の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(平成25年9月、以下、「ガイドライン」)によれば、基本原則に『設計変更及び契約変更は、工事の目的を変更しない範囲内において、特に必要とする場合又はやむを得ない場合に限り行うことができることを原則とします。』とある。その上で、『当初の工事目的と関係のない工種を追加する場合』には、『設計変更の基本原則の範囲を超えるもので、当該工事との分離発注が困難な場合等を除き、設計変更により対応せず、別途発注とするもの』と示されている。このガイドラインは平成25年9月1日以降の工事請負契約から適用されることから工事契約日が平成25年7月23日である当該契約には直接適用されないが、ガイドラインが設けられた時期及び背景からしても契約変更時には留意すべき事項であったと考えらえる。 工事請負契約における設計変更・契約変更を行う場合には、その可否について十分検討したうえで、契約変更をする必要がある。	下水道建設課	措置済	奈良市の「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(平成25年9月、以下、「ガイドライン」) に基づき、設計変更及び契約変更については、「工事の目的を変更しない範囲内において、特に必要とする場合又はやむを得ない場合に限り行うことができる。」を原則としています。	平成27年9月30日現在